平成２１年（フ）第８４号
石川県小松市殿町１丁目29番地
債務者　山元　修志
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第４１号
石川県七尾市湊町２丁目76番地
債務者　清水奈美子（旧姓石江）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第３５８号
青森市大字油川字大浜214番地
債務者　福士　初美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７２０号
東京都日野市高幡238番地の１第１かしの木ハイツ205
債務者　佐々木孝美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２１号
秋田県横手市横手町字上真山58番地20
債務者　佐藤　永悦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１２２号
秋田県湯沢市駒形町字大倉上岩ノ下18番地
債務者　小川　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１２３号
秋田県湯沢市清水町２丁目３番11号
債務者　小清水　彰
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３８号
山口県周南市川手２丁目７番６号、前住所山口県周南市大字栗屋1022番地の18
債務者　小林　三弘
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１３９号
山口県周南市川手２丁目７番６号、前住所山口県周南市大字栗屋1022番地の18
債務者　小林　佳代
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第４５３号
東京都北区東十条４丁目14番９―301号じゅんハイツ
債務者　登坂　正行
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６６０号
東京都町田市中町３丁目24番地８号シティユー中町Ⅱ407
債務者　今西　重憲
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２７７号
静岡県静岡市清水区南矢部623番地の10ファミール富士202号
債務者　青木砂千子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８号
静岡県掛川市上西郷265番地の３　レオパレス春207号
債務者　小林　　久
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
静岡県藤枝市平島665番地の１　県営平島団地Ｂ棟105号、旧住所静岡県焼津市坂本517番地　雇用促進住宅坂本宿舎１―205
債務者　森　加代子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３８号
静岡県焼津市坂本517番地　雇用促進住宅坂本宿舎１―205
債務者　森　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部